

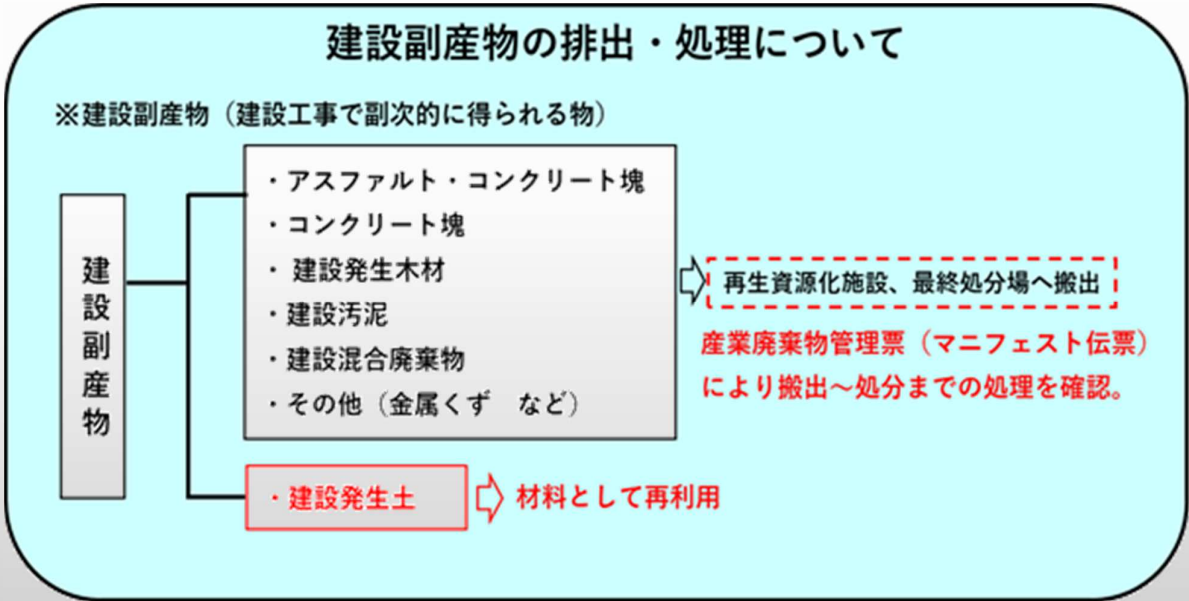
県内の土砂の発生・活用・処分の現状

公共工事で発生する土砂の発生・活用・処分

県土整備部 技術管理課

土砂の発生・活用・処分の処理について

- 「土砂の発生」 → **発生土** と呼ぶ
- 建設副産物における**建設発生土** とは



山梨県における発生土量の発注区分別割合（平成30(2018)年度）

表1. 山梨県 発注区分別 建設発生土量一覧表

単位：万m³

	公共土木				民間土木	新築・増改築	解体	修繕	合計	
	国	特殊法人	県	市町村						
土量	33.1	0.7	136.9	52.2	222.9	4.7	34.1	0.2	3.0	264.9
割合 %	12.5	0.3	51.7	19.7	84.2	1.8	12.9	0.1	1.0	100.0

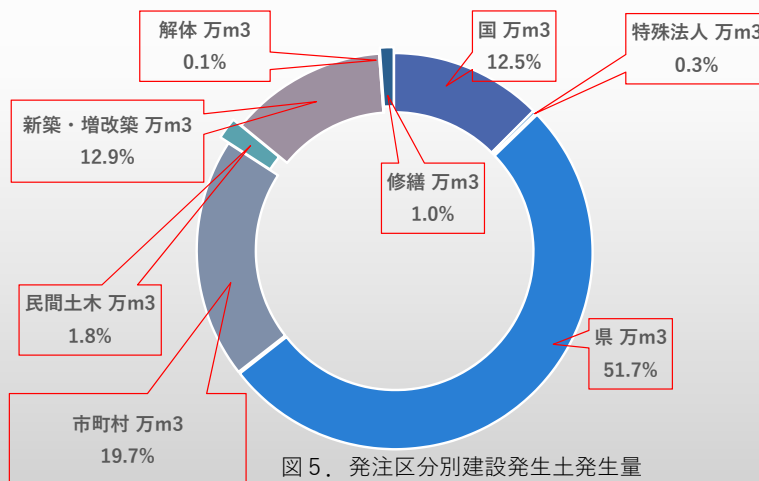


図5. 発注区分別建設発生土発生量

「平成30年度建設副産物実態調査」より

土砂の発生・活用・処分の把握方法について

- 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、アスファルト、コンクリート、鉄筋コンクリート、木材などと伴に**土砂**は”その他の建設資材”に位置付けられ、工事着手前の届出などが義務付けられているほか、分別等により再資源化の実施が必要となっている。
- 具体的には、工事案件の1件毎それらを一様にまとめた様式※)に、搬出側と搬入側とに分けてデータを記入し、インターネット等を利用して、建設副産物に係る情報サービスを提供する機関がとりまとめデータ活用されている。
- 土木・建築工事の多くは、着手から完成引き渡しまで、1年間から長いもので3年間ほど時間が必要であるため、工事の情報が増えるまでには一定の期間が必要。
- データ処理に要する時間差等を踏まえると、実績確定から数年を経て対象品目の収支が確定することになる。現時点では、平成30(2018)年度が収支が確定した最新のデータとなっている。

※) 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、

山梨県内における建設発生土の処理について

◎ 土砂の利用・搬出状況（山梨県全体）

- 建設発生土の搬出量は、平成30年度で141.6万m³となっている。そのうち公共土木工事が76%を占めている。
- 建設発生土については、発生・利用・搬出のいずれも、公共土木工事の占める割合が高い。

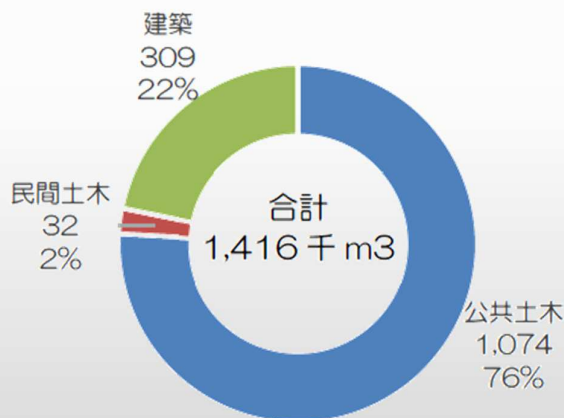


図1. 工事区分別建設発生土搬出量

山梨県内における建設発生土の処理について

◎ 土砂の利用・搬出状況（山梨県全体）

- 建設発生土の発生量は、平成30年度で258.7万m³であり、そのうち公共土木工事が86%、建築工事が12%、民間土木工事が2%を占めている。
- 土砂利用量（現場内利用を含む）は、平成30年度で168.1万m³であり、そのうち公共土木工事が91%を占めている。

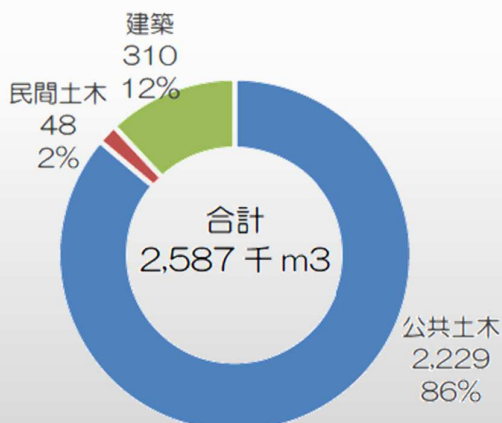


図3. 工事区分別建設発生土発生量

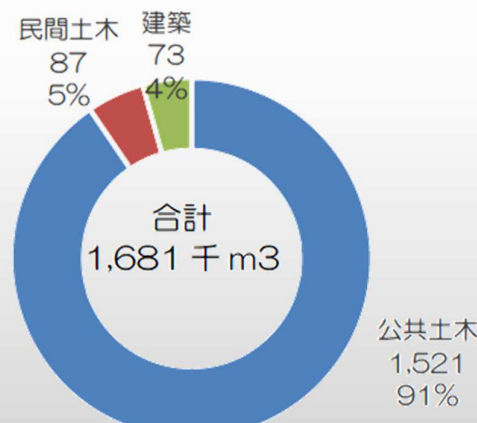
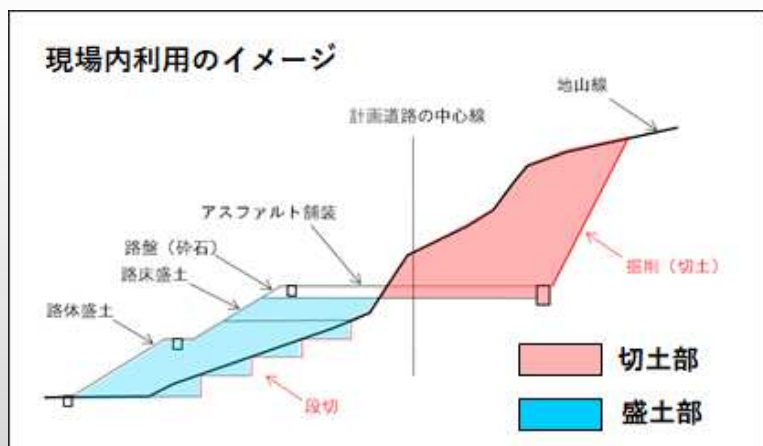


図4. 工事区分別土砂利用量

公共工事における建設発生土の処理について

- 公共工事に伴い副次的に得られる建設**発生土**については、現場外への搬出抑制に努めるとともに、搬出する場合には、50kmの範囲内にある他の建設工事に流用するなど、有効利用を図ることとしている。
- 県が定める建設副産物処理基準（※）において、以下の順（1～4）により、流用・搬出・処理を行うこととしている。



- (1) 現場内利用（盛土・埋戻し）
- (2) 工事間利用（工事間で利用を調整）
（現場から50km範囲内にある他の建設工事）
切土 多 → 盛土 多
- (3) スtockヤード確保・利用
時間を確保することで(2)の適用箇所を拡大
- (4) 処分地（受入地）へ埋立

6 ※建設副産物について設計・積算・施工段階における受発注者の留意事項を定めたもの。

公共工事における発生土の処理状況（平成30(2018)年度 県工事）

(1) 現場内利用

(1) 現場内利用（現場内の盛土、埋戻し等に利用）		
建設発生土量	現場内利用量	現場外搬出量
約137万m ³	約89万m ³ （65%）	約48万m ³ （35%）

(2) 工事間利用（工事間で利用を調整）・(3) スtockヤード確保・利用

(2) 工事間利用・(3) スtockヤードを含む	
(ア) 利用先	公共・民間工事
(イ) 利用量	約17.7万m ³ （13%）
約137万m ³ の内	
建設工事現場における有効利用量（オ）	
(1) + (2) = 約106.7万m ³ （78%）	

(4) 処分地（受入地）へ埋立

(4) 処分地（受入地）へ埋立	
(イ) 設置・管理者	県有地・民地（事業者、個人）
(ロ) 搬入土の種類	公共・民間
(ハ) 利用量	約30.3万m ³ （22%）
約137万m ³ の内	

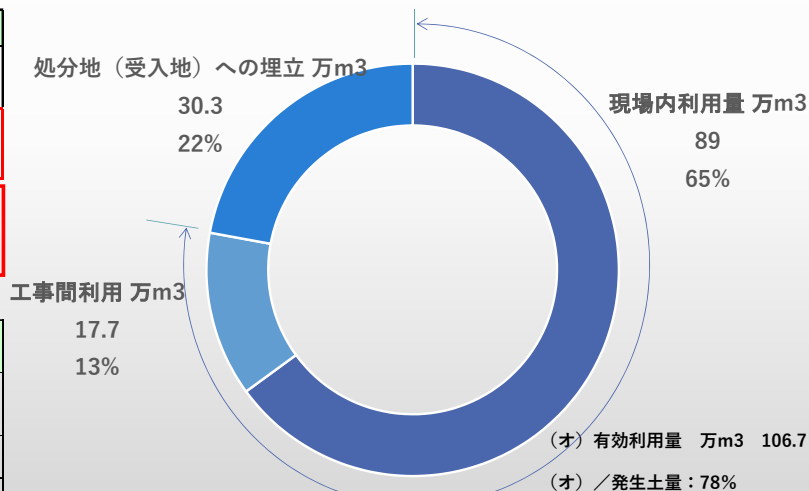


図2. 県工事の発生土処理状況

国による実態調査結果から

- 令和3(2021)年12月に国が行った「建設残土対策に関する実態調査結果報告書」によると、建設発生土を場外に出す民間工事の発注先から発生土の搬出先を指定されているか確認したところ、工事間利用で指定されていたもので3.6%に留まっていた。

調査対象請負業者数：9社 工事件数：55件

- 調査した請負業者から、搬出先の指定を行う上での課題として、処分場のリストがあれば悩まなくなるとの意見。
- 搬出先の確認については、民間工事会社は「公共工事とは異なり、発注者による確認や処分先に係る搬入記録の報告を求められることはない」としている者もある。

国による実態調査結果から

表 建設請負業者における建設発生土の確認状況（民間工事）

確認方法	事業者数
受入施設の受入証明書、伝票で搬入確認	4
搬入状況の写真で搬入確認	2
搬出台数を日報に記録し搬出確認	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 事業者数は、建設発生土の処分に係る確認状況が把握できた6社について、左欄の確認方法により確認している事業者数を記載しており、重複回答があるため、合計数は6とまらない。

- この調査により、把握できた6社について、受入施設での搬入状況の確認について十分に把握できていない可能性が浮き彫りにされた。